

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

申立期間当時、叔母の家があるA区に住所があり、その叔母が国民年金の加入手続をしてくれた。また、国民年金保険料は、叔母が集金人に私の分を立替払し、未納があれば自分で金融機関で保険料を納付していたことを覚えており、税金や年金等払うべきものは全て払っていた。

また、国民年金手帳には、昭和40年4月から46年3月まで納付済みと記載されているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の国民年金に係る加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の叔母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料に未納は無い上、申立人自身も、加入手続が行われたと考えられる昭和40年度以降は、申立期間を除く保険料を全て納付していることから、申立人及びその叔母の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、当該期間の前後の期間における申立人の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、「S40.4～46.3 納付済」と記載されているほか、申立人の申立期間当時の住所地では、集金人による保険料徴収が行われている上、当該住所地を管轄している年金事務所は、当時、一部の金融機関には納付書が備え付けられていたと回答しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで
申立期間について、A社で勤務していた。豪雪のとき屋根の上を歩いて会社に通勤したのを覚えている。
会社では、Bを作る仕事をし、当時の上司の名前を覚えている。
給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録から連絡先が判明した複数の元同僚は、申立期間当時、同社でBを作っていた部署があったとしている上、元同僚が述べている当時の当該部署の上司の名前も申立人の供述と一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、申立期間当時の総務担当であった元同僚は、「厚生年金保険の加入は個人別の取扱いをしていた。3か月から半年ほどの試用期間がある者や最初から厚生年金保険に加入していない者もいた。」と証言している。

さらに、申立人が名前を覚えている元上司について、申立期間のA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人には、申立期間のうち、昭和 37 年 9 月から 38 年 2 月まで国民年金の被保険者記録が確認できるとともに、同年 3 月以降は申立てに係る A 社とは別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
昭和 41 年 4 月から 47 年 6 月末まで、A社に勤務していた。厚生年金保険に加入していたと思っていたのに、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶しているA社の所在地、事業主の氏名及び連絡先が、申立期間当時の電話帳の記載内容及び同社に係る商業登記簿の記録と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、申立人が勤務したとするA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は既に廃業している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚（4人）は、連絡先が明らかでなく、当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 26 日から 22 年 1 月 1 日まで

A社B店に入社して退職するまで、継続して同社で勤務していた。申立期間当時、同社B店から同社C店に異動した。

しかし、オンライン記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者になっていない。

申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D県が発行した軍歴証明書により、申立人は、申立期間前の昭和 14 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 3 日までの期間において現役兵であったことが確認できる上、A社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る「21. 7. 26 不」との記載があり、当該記載について、日本年金機構は、「当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴収又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されており、申立人は、19 年 10 月 1 日には既に陸軍に召集されていたため同法が適用されたものの、終戦後の 21 年 7 月 26 日には雇用関係について事実確認ができなかったため被保険者資格を喪失したものである。」と回答している。

また、A社から提出された従業員カードにより、申立人は、昭和 21 年 10 月 8 日に同社へ再入社していることが確認できるが、同社は、そのほかの資

料は廃棄したと回答しており、申立期間のうち、同日以前の期間に係る申立人の勤務実態及び同社における勤務の継続性について確認できない。

さらに、申立人の妻が名前を挙げた元同僚のうち、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格がある元同僚（1人）及びA社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した元同僚（2人）に照会したが、申立期間における申立人の勤務状況について証言は得られない。

加えて、A社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から同年11月24日まで
② 昭和25年9月12日から34年7月1日まで

A社B工場（現在は、C社）に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金をもらった記憶は無く、退職後にももらったお金は退職金だと思うので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の被保険者名簿の申立人の前後50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年7月の前後2年以内に資格喪失した女性15人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失してから4か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年10月23日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 1 日から 37 年 9 月 22 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 40 年の秋頃、友人と社会保険事務所（当時）に行き、脱退手当金を 1 万 5,000 円受給したことを覚えている。

しかし、脱退手当金のお知らせには 3 万 5,690 円と記録されているが、そのような金額は受給していないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を受給するため、昭和 40 年秋頃に最初にもらった厚生年金保険被保険者証を持って友人と社会保険事務所に行き 1 万 5,000 円受給したとしている。

しかし、申立期間①、②及び③の記録は、当該被保険者証に記載されている同一の記号番号により管理され、申立てに係る脱退手当金は、申立期間①、②及び③を合算した被保険者期間に基づき計算されており、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人の被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、一緒に社会保険事務所に行ったとする申立人の友人は、当時の脱退手当金の手続について覚えておらず、申立人の受給金額についても証言が得られない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金として 3 万 5,690 円を受給し

た記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 5 月 14 日まで
② 昭和 36 年 1 月 4 日から 42 年 1 月 1 日まで

A社及びB社で勤務していた期間が脱退手当金の支給済み期間となっている。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前全ての21人及び後50人から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年1月の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、当該事業所において2年以上被保険者期間がある者5人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人に脱退手当金の支給記録があり、うち3人が資格喪失してから3か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。